

## 令和 8 年度地域包括支援センター事業計画等について

地域包括支援センターは、当該介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することとしています。

つきましては、令和 8 年度地域包括支援センター事業計画並びに委託先について、承認を受けたいとするものです。

平成 18 年 4 月に市直営 1 箇所を業務を開始して以来、介護保険運営協議会における協議(承認)を踏まえながら、地域での高齢者の生活を包括的に支える機関として、地域包括支援センター(以降、センターとする。)の段階的な増設を図り、現在、市内 6 か所体制(直営 1、委託 5)に整備しております。

センター職員については、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の 3 職種が互いに連携を取りながら『チーム』として、総合的に高齢者等の支援を行っています。また、認知症地域支援推進員(兼務)を全てのセンターに配置しています。

### ○地域包括支援センターの事業について

高齢者及びその家族の多様なニーズや相談に総合的に対応し、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うとともに、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、住民同士の支え合いなど多様な社会資源を有効に結び付ける地域包括ケアの中核機関としてセンターを運営し、高齢者及びその家族の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とします。また、障害や子育て、生活困窮等、関係機関と連携し対応します。

実施にあたっては、関係法令等を遵守し、公的な機関として、公正かつ中立性を確保し、一体的に事業運営を行います。

各業務については次のとおりです。

#### (1) 包括的支援事業

##### ① 総合相談支援業務

高齢者とその家族等の相談を総合的に受け止め、問題解決に向けて支援するとともに、地域におけるさまざまな関係者のネットワーク構築を図ります。

高齢者とその家族等の状況について家庭訪問等により実態を把握し、状況に合わせて各種サービスの利用手続きの代行等、保健福祉サービスの利用調整を行います。地域の民生委員・児童委員をはじめ、障害や子育て、生活困窮等関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげていきます。

地域のふれあいきらめきサロン等と連携し、必要に応じて支援します。また、

あんしん見守りネットワークに関する活動を支援します。

## ② 権利擁護業務

高齢者虐待や消費者被害を防止するための相談、支援、連絡調整を行い、関係する他職種、機関等と連携を図りながら個別事例の対応を図ります。

虐待があると疑われるとき、その他緊急に対応が必要と認められるときは、市及び関係機関と調整を図り、迅速な対応を取ります。

高齢者虐待防止の研修等や成年後見制度の活用、普及啓発を図ります。

## ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

在宅・施設に通じた地域における包括的・継続的ケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

また、高齢者とその家族に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用した支援ネットワークの構築を支援します。

地域の介護支援専門員に対する個別事例への支援や指導助言等を行うとともに、ケアマネジメントの資質向上を図る為、東松山市介護支援専門員連絡協議会と連携し、研修会等の実施を行います。

## ④ 地域ケア会議の実施

自立支援型地域ケア会議については、多職種からのアドバイスを受け、高齢者の自立支援、重度化防止に向けたケアプランの作成支援を継続します。

多問題を抱える事例等の困難事例の支援を検討する地域ケア個別会議を各包括にて継続して実施します。ケア会議では、個別課題の解決につなげ、さらに地域課題の発見や資源開発等につなげていきます。

地域ケア推進会議等では、地域課題や改善策等を検討していきます。

## ⑤ 医療と介護の連携

比企医師会在宅医療連携拠点等と連携を図りながら、在宅医療と介護に対する理解や普及啓発を推進します。また、在宅医療・介護を支える関係者など多職種連携の研修会に参加するなど連携強化に努めます。

## ⑥ 認知症総合支援事業の推進（重点事業）

認知症になっても安心して暮らせるまちを市民とともにつくっていくために、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また教育委員会、小学校と連携し「キッズサポーター」の養成講座（認知症サポーター小学生養成講座）を継続実施します。

世界アルツハイマー月間（9月を強化月間として）に合わせた啓発活動（令和元年度より実施 通称：認知症キャンペーン）を「認知症の人と家族の会」等の関係機関と連携し、啓発リーフレットの配布、パネル展示等を実施します。

認知症地域支援推進員を各センターに配置し、地域の支援機関をつなぐ連携支

援や認知症の方やその家族を支える相談援助等を行います。支援にあたっては、かかりつけ医や認知症疾患医療センター等と早期診断・早期対応に向けた医療との連携を図ります。必要時、認知症初期集中支援チームと連携を図り、認知症初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

「認知症の人と家族の会」や家族介護者の集い・サロン、オレンジカフェ等と協力し、各地域に必要な活動支援等を行います。

また認知症の早期発見と状況に応じた適切な治療に結びつけるため、認知症検診（対象者は70歳、75歳）の受診勧奨や、認知症初期スクリーニングシステムの活用等について、相談窓口や出前講座等で周知を図ります。また、認知症予防の趣旨普及に努めます。

令和6年度に東松山市内にチームオレンジを整備し、活動を開始しています。認知症サポーターステップアップ講座を修了したボランティアが、認知症の人や家族と共生するための支援を行います。今後も、チームオレンジの更なる活躍の場を整備してまいります。

#### ⑦ 生活支援サービスの体制整備

生活支援協議体への参加や生活支援コーディネーターとの連携を図り、市が実施する生活支援サービスの体制整備の取組を支援します。

地域ケア会議等から抽出された地域課題について生活支援コーディネーターや地域の協力機関等と連携し、検討をすすめます。

また各地区（第2層）におけるたすけあい協議体へ参加し、地域の支え合いの活動を促進します。

### (2) 介護予防・生活支援サービス事業及び指定介護予防支援事業

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）事業及び指定介護予防支援事業（センターに併設する指定介護予防支援事業所）の実施にあたっては、関係法令、市の条例等を遵守し、介護保険における要支援者等、一人ひとりに必要なサービスが、公正・中立に提供されるよう努めます。

要支援1・2の認定を受けた方や65歳以上で基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方（事業対象者）が介護予防のために、地域において自立した日常生活を送れるようケアマネジメントを実施します。総合的かつ、効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は、目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

ケアマネジメントは利用者が居住する地区のセンターにより実施することが基本となりますが、業務の一部を必要な範囲で指定居宅介護支援事業所へ委託を行う場合は、サービス計画作成のためのアセスメント業務や評価などが適切に実施されているか関与し、責任をもって確認を行います。

また、地域包括支援センターの適切な関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することに伴い、介護予防を居宅介護支援事業所と連携し推進してまいります。

### (3) その他の業務

地域のサロン等からの要請に応じて認知症予防等をはじめとした出前講座の実施や市などが開催する介護予防事業への参加協力を行います。

地域密着型サービス事業者が開催する運営推進会議へ参加するほか、市が主催する会議等への参加協力を行います。

センターの職員は、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会をとらえ、事業全般について自己研鑽に努めます。

また緊急時の支援ができるよう、24時間の連絡体制を整備します。

表) 地域包括支援センター業務委託先等 \*高齢者人口については、推計値

\*総務省「国勢調査および国立社会保障・人口問題研究所：日本の地域別将来推計人口」より

名 称	担当地域	高齢者人口
総合福祉エリア地域包括支援センター (東松山市社会福祉協議会)	松山地区	約 7,000 人
東松山ホーム地域包括支援センター (社会福祉法人) 松仁会	唐子地区、松山地区の一部	約 4,900 人
年輪福祉ホーム地域包括支援センター (社会福祉法人) 敬寿会	大岡地区、平野地区、松山地区の一部	約 5,000 人
わかばの丘地域包括支援センター (医療法人) 若葉会	高坂地区、高坂丘陵地区	約 5,600 人
アースサポート東松山地域包括支援センター (株式会社)アースサポート	野本地区、松山地区の一部	約 5,200 人
高齢介護課内 市直営	*調整・統括等業務	(計 27,700 人)